

京都市職員共済組合細則第1号

京都市職員共済組合貸付規程施行細則（昭和39年6月30日組合細則第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月2日

京都市職員共済組合
理事長 藤田 洋史

様式第1号の2（第7条関係）及び様式第1号の3（第7条関係）の表中「組合員証の記号・番号」を「組合員の記号・番号」に改める。

附 則

この細則は、公告の日から施行する。

（行財政局人事部厚生課）